

10月号目次

- 北海道スタイルに取り組みましょう
- 勤務する施術者の変更、忘れずに！
- 施術管理者研修について
- 労災&生保指定のプレートのご案内
- 今月のお歌

紅葉の美しい季節になってきました。マスクをしていると、雪虫が口や鼻に入ってくる心配をしなくても良いのだと、ぼんやりと思う今日この頃です。

日々寒さが忍び寄ってくるのを感じますね。皆さんも、感染対策に加えて、寒さ対策もしっかり行って、年末を迎えましょう。



新しい生活様式、続けていますか？

『北海道スタイル』に取り組みましょう

2月末に北海道で緊急事態宣言が発令されてから、間もなく8ヶ月が経とうとしています。現在の北海道は警戒ステージ1ですが、去年の今頃と全く同じ生活は続けられてはいない、という方も多くいらっしゃるかと思います。

そんな中、長丁場に備え感染拡大を予防する生活様式に移行していく必要があるとのことで、国より推進を求められているのが所謂『新しい生活様式』というもので、それを基にして北海道で推進されているのが『北海道スタイル』です。

各商工会等から既に通知が来ている方もいらっしゃるかもしれませんが、当組合としてもその取り組みについて賛同することとして、先日『北海道スタイル推進協議会』に入会いたしました。



また、取り組みの一環として、組合員さん向けの『北海道スタイルポスター』と『ステッカー』を作成し、今回の当誌含む会報に同封させていただきました。是非、組合員の皆さんにも『北海道スタイル』に取り組んで日々の施術を行い、このポスターやステッカーをご活用いただけますと幸いです。北海道スタイルの内容の詳細につきましては、ポスターに添付いたしました別紙をご覧ください。



また、ポスター・ステッカーともに若干余りがありますので、追加でご希望の方は、事務局までご連絡ください。

他にも…「認知症高齢者 110 番の家」ご存知ですか？

こちらでも北海道スタイルと同様に、各機関より協力依頼の通知が来ている方もいらっしゃるかと思いますが、札幌市・石狩市・北広島市・函館市にて行われている取組みです。



概要としましては、『日常的に人が集まりやすい事業所(商店・金融機関等)などを中心に「認知症高齢者 110 番の家」として登録していただき、「道に迷った認知症高齢者への声かけ」や「認知症サポーター養成講座への参加」などを通して、認知症高齢者に身近な立場での見守り・支援活動にご協力していただく取組みです。』とされており、当取組みへの協力機関として登録をすると、右上のようなステッカーが送られてきます。

登録・掲示したことにより、具体的に特別な何かがあるわけではなく、あくまで『協力機関である』ということを示すものですが、普及促進事業および地域に協力している施術所であるという PR に如何でしょうか？

勤務する施術者の変更、忘れずに！

本紙でも何度かお伝えしているところではありますが、複数の施術者で運営されている組合員さんは、お勤めされている鍼灸師・あん摩マッサージ指圧師・柔道整復師が入退職される度に、保健所および厚生局へ変更の届け出をしっかりと行ってください。将来的にその該当施術者が施術管理者として受領委任取扱いの申出をする際、その届出を怠ったことによる弊害が生まれる可能性があります。

平成 30 年 4 月より、柔整の受領委任取扱い申出（新規申出）の際には、施術管理者の要件として【実務経験期間証明書】という書類を必ず添付しなければならないことが含まれています。これは、『今までに、開設届出済の施術所で柔道整復師として勤めたことがあります』ということ、当時の管理者又は開設者に証明してもらう書類です。

これは、ただ勤務していた事実があればいいというわけではなく、『保健所に、業務に従事する施術者として届出されている期間とする』と、明確に定められています。つまり、保健所に勤務施術者としての登録を行わないと、その時期について記載した【実務経験期間証明書】が、通常通り受理されない可能性があるということです。

尚、鍼灸あん摩マッサージ指圧の受領委任取扱い申出に関しては、今までは国家資格（免許）取得済みであることのみが要件とされていましたが、令和 3 年 1 月からは鍼灸マッサージでも、上記の要件(実務経験)と研修の受講が追加されます。研修につきましては、後述いたしますので、そちらもご一読ください。

保健所への変更届の届出については、必要書類など、それぞれお住まいの地域の保健所ホームページでご確認ください。保健所への届出が済んだ後には、それとは別に北海道厚生局へも変更届の提出が必要になります。

厚生局への提出書類など、ご不明なことがありましたら、事務局へお問い合わせください。

柔整・鍼灸マそれぞれ確認お願いします！ 施術管理者研修について

先述いたしましたとおり、鍼・灸・あん摩マッサージ指圧の受領委任取扱いを令和3年1月以降に新規申出する際には、1年以上の実務経験の証明と、施術管理者研修の受講の修了が必要になってきます。また柔整の方も、現在の状況を鑑みて研修受講が後になっても申出出来る特別措置が期間限定でとられていますが、11月以降は今まで通り研修修了証写しの提出が必要になります。

現時点でスケジュールが公開されている開催日程につきましては、

【柔整：来年1～3月開催分の申込受付が10/30まで】

【鍼灸マ：来年1・3月開催分の申込受付終了済】

となっています。4月以降の開催については、おそらく12月～1月頃に日程発表・受講の申し込みが始まるものと思われます。

研修自体がすべてオンラインでの配信（会場に行くことも可能）となりましたので、以前よりも受講のハードルが低くなっています。既に開設されている組合員さんにおかれましても、今後施術管理者を変更する予定のある方や、新たに分院を開設する予定のある方などは、チェックしておいてください。

柔整 施術管理者研修予定

（受付期間 10/15(木)～10/30(金)） ※会場は省略して記載しています

- ・第75回 2021年1月9日(土) ～ 2021年1月10日(日) 定員300名
- ・第76回 2021年1月23日(土) ～ 2021年1月24日(日) 定員300名
- ・第77回 2021年2月6日(土) ～ 2021年2月7日(日) 定員320名
- ・第81回 2021年2月13日(土) ～ 2021年2月14日(日) 定員250名
- ・第79回 2021年2月20日(土) ～ 2021年2月21日(日) 定員300名
- ・第82回 2021年3月13日(土) ～ 2021年3月14日(日) 定員300名
- ・第83回 2021年3月27日(土) ～ 2021年3月28日(日) 定員350名

鍼灸マ 施術管理者研修予定

（受付終了済） ※会場は省略して記載しています

- ・第1回 2021年1月10日(日) ～ 2021年1月11日(月祝) (9/25受付終了)
- ・第2回 2021年1月30日(土) ～ 2021年1月31日(日) (9/25受付終了)
- ・第3回 2021年3月20日(土) ～ 2021年3月21日(日) (10/23受付終了)
- ・第4回 2021年3月27日(土) ～ 2021年3月28日(日) (10/23受付終了)

労災保険 & 生保医療 指定施術所プレートのご案内

数年前、労災保険・生活保護医療指定施術所用のプレートを当組合で作成しており、数枚ではございますが事務局に在庫があります。

縦 35cm×横 9cm、重さは 200g。写真ではわかりにくいですが、上下 2 ヲ所に固定用の穴が開いていて、色ももう少し明るい青です。実物を確認されたい場合は、事務所に立ち寄った際にお声がけください。

労災と生保の指定が済んでいる当組合の組合員さんであれば、一枚 2,000 円で購入できますので、ご希望の方はお気軽に事務局までご連絡ください♪



…… 第 13 支部 室蘭市
西江 須美先生より

- 湯宿にて 治療院開業 50 年
祝ってくれし 友達の笑顔
- 乾杯の ビールを飲み干ししみじみと
これまでのこと これからのこと



北極星 次号は、**来年 1 月発行予定**です。
よろしくお願いいたします。

発行元 北海道鍼灸マッサージ柔整協同組合 発行責任者 吉田 孝雄
札幌市中央区南 1 条西 13 丁目 317-3 ナコヤ南 1 条ビル 3F TEL 011-213-1033 FAX 011-213-1034
E-mail hokushinkyo@dolphin.ocn.ne.jp URL <http://www.hokushinkyo.jp/>